

# 申立書

※申立書とは、本人がどうしても委任状をかけない状態の時に使用する書面です。

その際は、委任状と申立書を必ずセットで届出ください。

本人が作成すべき委任状をやむを得ず代筆する方が全てご記入ください。

申立書と委任状は役場窓口での記入は一切認めておりませんので、予めご了承ください。

(あて先)五戸町長様

【本人(委任者)】たのむ方

住所	
氏名	
生年月日	大正・昭和・平成・ 年 月 日

上記本人は、以下の理由により委任状を記入することができませんので、申立人である私が別紙の通り委任の旨を証する書面を代筆、作成しました。

この委任の旨を証する書面は、本人面前で本人の指示のもとに作成したものであり、別紙の届出・請求等については本人の意思に基づくものに相違ありません。

本申立の内容に嘘や偽りはなく、貴職に対して一切のご迷惑をおかけしません。  
つきましては、届出・請求の受理について、特段のご配慮のほどお願いいたします。

【委任状を記入できない理由】※状況、容体等も含めてご記入ください。


【申立人】(委任状を書く方)

記入日

年

月

日

住所			
氏名		本人との 関係	
生年月日	大正・昭和・平成・ 年 月 日		

※申立内容等に嘘や偽り等が発覚した場合には、刑法により罰せられる場合があります。

私文書偽造等罪(刑法159条)・・・3月以上の5年以下の懲役、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金  
偽造私文書等行使罪(刑法161条)・3月以上の5年以下の懲役、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金